

改善基準告示

～わたくしたちと公共交通の安全のために～

バス運転者には、一般的な労働者とは異なる労働時間や運転時間、休息期間などの特別の規制が設けてられています。それが「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、通称「改善基準告示」です。

このように、公共交通機関としてお客様の安全と、公共交通の安全、そしてわたくしたち自身の安全を守るためには、改善基準告示を必ず守らなければなりません。

折り線

拘束時間

1週間 65時間（4週間の平均）

1日 原則 13時間
最大 16時間

（15時間超えは1週間に
2回以内）

折り線

拘束時間の特例

4週平均で1週間当たり
71.5時間まで延長可

【条件】

- ・貸切バスを運行する営業所の運転者、貸切バス運転者、高速バス運転者
- ・書面による労使協定を締結している
- ・52週間のうち16週間まで

折り線

休息期間

継続 8時間以上



改善基準告示

～わたくしたちと公共交通の安全のために～

バス運転者には、一般的な労働者とは異なる労働時間や運転時間、休息期間などの特別の規制が設けてられています。それが「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、通称「改善基準告示」です。

このように、公共交通機関としてお客様の安全と、公共交通の安全、そしてわたくしたち自身の安全を守るためには、改善基準告示を必ず守らなければなりません。

折り線

拘束時間

1週間 65時間（4週間の平均）

1日 原則 13時間
最大 16時間

（15時間超えは1週間に
2回以内）

折り線

拘束時間の特例

4週平均で1週間当たり
71.5時間まで延長可

【条件】

- ・貸切バスを運行する営業所の運転者、貸切バス運転者、高速バス運転者
- ・書面による労使協定を締結している
- ・52週間のうち16週間まで

折り線

休息期間

継続 8時間以上



切り取り線

休息期間分割の特例

1日において1回当たり
継続4時間以上、合計10時間以上

【条件】

- ・業務の必要上、勤務の終了後、継続8時間以上の休息期間を与えることが困難
- ・一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1を限度

折り線

運転時間

1週間当たり 40時間（4週間の平均）
1日当たり 9時間（2日間の平均）

連続運転時間

4時間以内

（運転の中断は1回連続10分以上、かつ、
合計30分以上の運転の中断が必要）

折り線

運転時間の特例

1週間当たり 44時間まで延長可

【条件】

- ・貸切バスを運行する営業所の運転者、貸切バス運転者、高速バス運転者
- ・書面による労使協定を締結している
- ・52週間のうち16週間まで
- ・52週間の運転時間が2,080時間を超えない

折り線

時間外労働

一定期間は2週間及び1か月
以上3か月以内の期間を協定



休息期間分割の特例

1日において1回当たり
継続4時間以上、合計10時間以上

【条件】

- ・業務の必要上、勤務の終了後、継続8時間以上の休息期間を与えることが困難
- ・一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1を限度

折り線

運転時間

1週間当たり 40時間（4週間の平均）
1日当たり 9時間（2日間の平均）

連続運転時間

4時間以内

（運転の中断は1回連続10分以上、かつ、
合計30分以上の運転の中断が必要）

折り線

運転時間の特例

1週間当たり 44時間まで延長可

【条件】

- ・貸切バスを運行する営業所の運転者、貸切バス運転者、高速バス運転者
- ・書面による労使協定を締結している
- ・52週間のうち16週間まで
- ・52週間の運転時間が2,080時間を超えない

折り線

時間外労働

一定期間は2週間及び1か月
以上3か月以内の期間を協定

